

随意契約理由書

件名	中央図書館1号館空調和機(AC-1)分解整備	
契約の相手方	新晃アトモス株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本件は、中央図書館に設置されている空調機について、加湿部材、ドレンパン及び駆動部品等の取替並びに試運転調整など一切を行うものである。</p> <p>当該機器が故障した場合、中央図書館の冷房・暖房・換気を行うことができず、施設の運営に多大な影響が生じる。当該機器は図書館建設当初(昭和53年)より設置され、約41年が経過しており、経年による劣化が進行しており、整備が必要な時期となっている。本業務を行うことで、機器の性能の維持、機器のライフサイクルの長期化を図るものである。</p> <p>当該機器は新晃工業(株)製であり、分解整備においては製造者しか知り得ない設計図書や図面が必要となる。同社の唯一の保守点検、整備業務を担当する系列会社である上記業者以外では、分解整備をおこなうことが不可能である。</p> <p>以上の理由により、上記請負業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	教育委員会事務局中央図書館総務課	(電話番号 371-3301)